

申告相談をされる方へのお願いと注意点

村では別紙「所得の確定申告のお知らせ」のとおり、

2月13日（金）から3月16日（月）まで

所得の確定申告相談を受付します。

下記内容についてご確認の上、確定申告にお越してください。

□申告者へのお願いと注意点

①申告相談に係る時間短縮を図るため、領収証等の**事前集計**にご協力ください。

事前集計をしていない場合や、領収証等を持参されない場合はその日の申告をお断りすることがあります。

また、領収書や控除証明書等、持参していないものは経費や控除に含められません。

②密集を避けるため、**地域指定日の申告**にご協力ください。

指定日以外(他の行政区指定日)に来られた場合は、指定日の行政区の方を優先します。あらかじめご了承ください。

③2月13日（金）の受付は**還付・追加徴収申告者のみ**となります。**営業や農業等の事業所得がある方の受付はしません**ので、指定日にお越してください。

対象:医療費控除・住宅借入金等特別控除・社会保険料控除等を受けることにより、所得税に還付が発生する方や、給与所得及び年金所得以外に収入がある方(不動産等)で追加徴収が発生する方

④予定納税がある方は、納付した金額が分かるものをご持参ください。

⑤譲渡所得（土地の売買など）や株式所得について、一部税務署で対応させていただきます場合があります。

⑥**医療費控除**をされる方は、**事前準備**をお願いいたします。

受診月にかかわらず、個人ごと、医療機関ごとにまとめて集計してください。加入されている健康保険から高額療養費補填を受けた場合や、加入している生命保険から入院費給付金を受け取った場合などは、差引します。

⑦**休日の開庁時間は午前8時**です。

午前8時前は開庁しておりません。申告相談開始時刻は、午前9時です。

□確定申告により所得税の追加納税があった場合

所得税の納税には、口座振替納付または現金納付いずれかを選択することができます。

口座振替納付【4/23(木)納期限】

ご指定の口座から引落としとなります。昨年口座振替を利用されている場合は持参していただくものではありませんが、新たに納税となる方は、通帳及び登録印をご持参いただくか、マイナンバーの登録口座（公金口座）を希望する旨をお申し出ください。

※公金口座ご指定の場合は、事前に登録されている必要があります。

現金納付【3/16(月)納期限】

職員がその場で納付書を作成いたします。昨年納税された方で、税務署から納付書が届いている方はご持参ください。 ◆現金納付は納付期間が短いため、口座振替をお勧めします。